

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ふじさとまち 藤里町	平成20年度～平成22年度

< 連絡先 >

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
事業課	0185-79-2111	0185-79-2116	kankou@town.fujisato.akita.jp

事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
2. 交流人口の増加	2.00%	計画区域内における交流人口の増加(%) = $282,000人 \div 276,477人 \times 100 - 100 = 2.00\%$
事業活用活性化計画目標の設定根拠	<p>・藤里町観光客入り込み客数調査による。</p> <p>・平均すると276,477人の入り込み客数となっているが、3年後の目標を282,000人、2.00%の増とする。</p> <p>・2005年 = 292,504人 ・2008年 = 279,000人 2006年 = 267,652人 2009年 = 282,000人 2007年 = 269,275人 2010年 = 285,000人</p> <p>合計 $829,431人 \div 3年 = 276,477人$ $846,000人 \div 3年 = 282,000人$</p>	
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出

優先枠を活用する事業に関する事項：該当なし

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	藤里町		
計画期間 実施期間	平成20年度～平成22年度 平成20年度	総事業費(交付金)	7,500千円(3,750千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に定める、「交流人口の増加(2.00%増)」を目標としており、同法に基づき国が策定する基本方針にも適合しているものとあります。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		藤里町の振興計画に盛り込まれているものであり、連携、配慮の上計画している。山村振興計画においては、具体的に施設名をあげての記述はないものの、都市住民との交流のための受け入れや施設整備を促進する計画を記載しているものであり、今後速やかに登載手続きを行なうものであります。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		住民の代表である議会の議決を得た総合振興計画登載事業の中からの選抜であり、町内各地区で開催された地域座談会においては、具体的に施設名をあげて事業計画を説明しているものであり、その際特に異論等もなかったことから、この計画は地域住民の合意形成が図られたものと解する。
事業の推進体制は確立されているか		活性化計画に位置づけられている事業の推進のため、藤里町を主体にツーリズム関連団体により「推進協議会」を設立して、事業の推進体制が図られている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		交流人口の増加を図るために、その1つの核となる施設の整備実施しようとしておりますが、ツーリズム事業を既に実施している他の事業者との連携により、今後修学旅行の受け入れも積極的に推進することにより、今回の目標は十分達成可能と考えている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間は平成20年度～平成22年度の3ヵ年 事業期間は平成20年度
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額3,750千円=(事業費7,500千円×交付率1/2)であり、範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		運用第4の2の(4)のすべての基準に適合している。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		昭和58年11月に竣工した同集会施設は、耐用年数が27年で、現在25年が経過しており、簡便な方法で算定した場合(27年-25年)+25年×20%=7年となり、5年以上は確保できることとなります。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定した。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により、投資効果を1.0とみなして算定した。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容は、既存集会施設の簡易宿所機能の付加で、事業実施主体は藤里町。対象地域は五法指定地域であり、要件類別23の要件を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		藤里町の施設を改修整備し、地区の指定管理者が設置目的に沿って地域間交流の拠点として活用するため、個人交付ではなく、目的外にも使用されない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		地域への入り込み客数は26万人であるが、今後ツーリズム事業を展開するための計画を樹立し、入り込み客数を2%程度上昇させることを踏まえ、交流人口の計画を策定した。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		近隣に類似施設はあるものの、現在要望されている修学旅行等の受け入れのための人数には至っていないのが現状であり、町内はもとより、広域的な取り組みが急務となっている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		整備する「廃校・廃屋等改修交流施設」の利用者は、活性化計画目標に掲げる計画期間中の交流人口増加分の約3%が滞在することを見込んでおり、当町は冬期間が降雪のため、どうしても夏期の7ヶ月で当面の目標である100人が、この施設に滞在することとして利用計画を策定しました。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		設置場所は県道西目屋二ツ井線の道沿いにあり、当該施設から5km程手前で、当町の入込客の大半が離合集散の場として活用している「世界遺産センター」や、唯一の温泉施設がある湯の沢地区と誘客のための連携をとることとして利用計画を策定している。整備する施設の収容人数(2部屋・10人/日)と、当面の利用見込者数(100人/7ヶ月)は、地域住民が連携を保ちながら来訪者に満足を与えることができる、最低限度無理のない計画目標としている。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか		地域での積算基礎となる建設物価を参考としているほか、地域内で取り引きされている見積単価を採用している。
	建設・整備コストの低減に努めているか		今回整備する計画の内訳としては、和室の宿泊機能付加と、廊下等のバリアフリー化、浴室・洗面施設の新設と、トイレのバリアフリー化の必要最小限の積算となっている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設はありません。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品は交付対象としていません。
	整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		既存施設の有効活用と、地域活性化とを運動させた計画であり、また同地区は白神山地への導線上にあることから、立地性は適当である。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		既存施設の改修であり、周辺も町有地であることから問題はない。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		施設整備については藤里町が実施し、資金計画に問題はない。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		施設の設定条例は藤里町で行っており、その上にツーリズムに関する利用目的を追加したものであるため、維持管理等については問題ない。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		ツーリズム事業としての収支計画においては、地域の活動協議会が策定している。計画に無理はない。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

3 地域間交流効果

(3) 農林漁業体験等効果

(ア) 移動費用

移動元エリア区分	移動方法	移動人数 (人)	1人当たり交通費 (千円)	訪問率 (%)	他の訪問地	年効果額 × × (千円)
東京都から	J R 利用	10	34	33%	遺産センター・岳岱	112
"	航空機利用	10	58	33%	"	191
仙台市から	J R 利用	5	21	33%	"	35
秋田市から	自家用車	15	4	10%	遺産センター・岳岱外	6
県内市町村	"	15	4	10%	"	6
管内市町	"	5	2	10%	"	1
計						351

(イ) 交流施設利用・宿泊費用

交流施設利用内容	利用単位	単位	人数 (人)	利用期間	単位	利用単価	単位	年効果額 × × × (千円/年)
宿泊(清流荘)	2	室	2	30	日	5	千円/日	300
計								300

(ウ) 交流体験機会費用

体験内容	体験人口 人	1人当たり 交流時間 (hr)	労賃単価 (千円/hr)	年効果額 × × × 1/2 (千円)
農作業体験	15	2	1	15
植樹体験	15	2	1	15
ものづくり(工芸)	15	2	0.5	7
" (食)	15	2	1	15
計				52

第5 投資効率等の算定

第4により算定した年効果額は、以下の表にとりまとめるものとする。

1 年総効果額の総括

効果項目	年総効果額(千円)	備考
1 農林漁業生産効果		
(1) 生産向上等効果		
ア 農業生産向上等効果		
a 作付増加効果		
b 単収増加効果		
c 品質等向上効果		
d 農畜産物加工効果		
e 畜産関連施設効果		
f 経営基盤整備保全効果		
イ 林産物生産向上効果		
a 林産物利用増進効果		
b 林産物生産増進効果		
c 林産物販売促進効果		
ウ 漁業生産向上効果		
a 生産増加効果		
b 魚価向上効果		
c 品質等向上効果		
(2) 経費節減効果		
ア 農業生産経費節減効果		
a 労働経費節減効果		
b 機械経費節減効果		
c 資材経費節減効果		
イ 林産物生産経費節減効果		
ウ 森林整備経費節減等効果		
a 造林等経費節減		
b 森林整備増進効果		
c 治山経費節減効果		
d 森林管理等経費節減効果		
エ 漁業経費節減効果		
a 流通関係機械経費等節減効果		
b 流通関係労働経費節減効果		
c 営漁関係機械経費等節減効果		
d 営漁関係労働経費節減効果		
e 漁場維持管理経費節減効果		
f 漁場維持管理時間縮減効果		
2 生活環境向上効果		
(1) 簡易給水施設に係る効果		
(2) 簡易排水施設に係る効果		
a 悪臭防止効果		
b 害虫防止効果		
3 地域間交流効果	703	
(1) 農林水産物販売促進効果		
(2) 農林水産物流通・販売経費節減効果		
(3) 農林漁業体験等効果	703	
a 移動費用	351	
b 交流施設利用・宿泊費用	300	
c 交流体験機会費用	52	
4 地域活性化効果		
(1) コミュニティ活動促進効果		
(2) 地域資源加工効果		
(3) 地域農林漁業等波及効果		
(4) 地域関連産業波及効果		
(5) 就業機会増加効果		
(6) 住宅における地域材需要拡大効果		
(7) 公共施設における地域材需要拡大効果		

5	鳥獣被害防止に係る効果		
(1)	被害防止効果		
	a 生産減収被害防止効果		
	b 品質低下被害防止効果		
	c 生育阻害等防止効果		
	d 生産基盤被害防止効果		
(2)	生産維持効果		
	a 生産維持効果		
	b 生産基盤維持保全効果		
(3)	生産経費等節減効果		
	a 生産経費節減効果		
	b 生産労働費節減効果		
	c 被害防止労働費等節減効果		
(4)	その他の効果		
6	公益的效果		
(1)	災害防止効果		
	a 洪水防止等効果		
	b 土壌浸食防止効果		
(2)	水源かん養効果		
(3)	炭素貯蔵効果		
(4)	炭素排出抑制効果		
7	維持管理費等節減効果		
	計	703	

(注) 該当しない項目は削除するものとする。

2 総合耐用年数の算定

施設等名	耐用年数	事業費 (千円)	年事業費 (減価額) = ÷ (千円)
計	-		
総合耐用年数 = ÷ = 2.2年			

(注) 第2の3により、投資効率を1.0とみなした事業については、上表に含めないものとする。

3 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設がある場合については、当該施設の残存価格を廃用損失額とする。残存価格は、当該施設の簿価を耐用年数で除した価格に残存年数を乗じて求めるものとする。

施設等名	金額 (千円)
計	

4 投資効率の算定等

(1) 投資効率の算定

区分	算式	数値
総事業費		7,500 (千円)
年総効果額		703(千円/年)
総合耐用年数		(年)
還元率		
妥当投資額	= ÷	(千円)
廃用損失額		0 (千円)
投資効率	= (-) ÷	1.000

(2) 投資効率を1.0とみなした施設等

施設等名	事業費 (千円)
清流荘(真名子地区集会施設)	7,500